

別紙

諮問第997号

答 申

1 審査会の結論

本件対象保有個人情報を選定した本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「教職員の服務事故について（報告）」外7件の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和4年8月26日及び同年9月6日付けで対象保有個人情報を特定し、一部開示決定を行ったことについて、開示された文書のうち一部は偽の文書であるとして、真に作成された文書の開示を求めるというものである。

なお、審査請求人は、意見書等において、本件一部開示決定における開示範囲の妥当性は争点としていない旨を表明している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正に行われたものである。また、審査請求人が主張するような、新たに開示のための文書を作成し対応することは行っていない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年10月19日に実施機関から理由説明書を、同年12月4日に審査請求人から意見書を収受し、令和6年1月25日（第242回第一部会）から同年5月27日

(第245回第一部会)まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

(ア) 教職員の服務事故に係る事務について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長がその事故に係る状況報告書を提出する。区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者である都教委へ報告する必要があると判断したものについて、都教委へ状況報告書を提出することとなっている。

体罰事故の場合の状況報告書（以下「事故報告書」という。）には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」（平成8年8月5日付8教人職第311号（なお、令和4年4月1日以降は3教人職第3163号）。以下「要領」という。）三（一）の規定等に基づき、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、当該事故の被害者である児童生徒及び関係者の氏名等のほか、事故発生の日時、場所、発生時の状況、区市町村教育委員会及び学校の対応措置、区市町村教育委員会の所見等の事項を記載することとなっている。また、任命権者である都教委は、要領四（一）の規定等に基づき、事故報告書の内容を基に、事故者、監督者、関係者等への事情聴取を行うこととなっている。

この点、審査会が事務局職員をして都教委に確認させたところ、服務事故の内容を調査した上で懲戒処分等の判断をするに当たり、事実解明の一助とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）21条等に規定する教育委員会の職務権限として、事故者や関係者等から事故に関する状況を聴取しつつ、併せて事実関係に関する弁明を聴くための事情聴取も実

施し、その内容について事情聴取書を作成しているとのことであった。

都教委は、事情聴取書等を基に認定した事故事実を踏まえ、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は懲戒処分に至らないものとして行われる処分（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。教職員の非違行為に対する処分等のうち、懲戒処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）29条の規定に基づき行われるもので、戒告、減給、停職又は免職の処分がある。また、非違行為の程度が懲戒処分には至らない場合に、将来の行動を戒めるために行われるものとして措置があり、これには文書訓告又は口頭注意がある。さらに、非違行為の程度が懲戒処分にも措置にも相当しない軽微なものである場合は、指導や説諭の対象とされている。

（イ）審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇区教育委員会（以下「区教委」という。）から報告された審査請求人を被害者とする服務事故に関する事故報告書から、本件事故者等の処分等の対象者（以下「処分等対象教職員」という。）に対する区教委の処分等実施に係る報告書までの事故に係る一連の文書を、審査請求人を本人とする保有個人情報として特定した上で、各文書の一部が条例16条2号及び6号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書等において開示を受けた文書は偽造されたものであると主張して複数の根拠を指摘し、偽造されていない真に作成された文書を特定の上開示することを求めており、また、意見書において開示範囲の妥当性は争点としていない旨を明記している。そのため、審査会としては、これらの視点に鑑みて本件審査請求の趣旨である対象保有個人情報特定の妥当性について検討を行う。

イ 審査請求人の指摘に対する検討について

以下では、文書が作成される順に、各文書に対する審査請求人の指摘事項について取り上げ、開示文書特定の妥当性について検討を行う。

（ア）事故報告書に係る指摘の検討

審査請求人は、都教委が収受した本件事故報告書について、真正な文書ではないと主張する根拠として、文書番号、フォント、記載内容等に不自然な点があることを挙げている。

事故報告書は、上記ア（ア）のとおり、任命権者である都教委が、処分等を行うための基礎資料として、区教委から収受したものである。東京都文書事務の手引（令和3年3月）によると、紙文書による収受の処理をした文書について、スキャナ等を利用して文書総合管理システムに記録した場合は、当該紙文書を原本とし、電子化した電子文書はその写しとして取り扱い、当該紙文書の文書番号が文書総合管理システムに登録されることとされている。そこで、審査会が事務局職員をして確認させたところ、原本文書の収受印中に記載された文書番号が、文書総合管理システムの収受年度に記録されており、確かに原本文書の収受時に取得されていることが確認できた。また、原本文書を確認したところ、区教委の公印が押印されており、その印影は他の文書における区教委の公印と同一のものであることが確認できた。

これらの状況から、文書の収受状況や都教委が保有する原本文書自体に不審な点は見当たらず、当該文書は事故報告のルールに基づき報告されたものとして不自然・不合理な点はなく、審査請求人に対し、都教委が収受した文書が適切に開示されたものと認められる。

なお、審査請求人の指摘は、事故報告書における事実相違等の記載内容に係るものであるが、これは当該報告書を収受する立場にすぎない都教委における問題ではなく、作成した区教委側の問題と言わざるを得ない。審査会としては、当該文書が収受文書として妥当なものかどうかを、客観的状況から判断するところであり、報告内容の事実相違等といった作成主体が回答すべき事項については判断を行わない。

（イ）事情聴取に関する起案文書に係る指摘の検討

審査請求人は、本件事故者等に対して行われた事情聴取に係る起案文書において、一部の職員の印影が当初交付された文書になかったところ、再交付された文書には存在していることを指摘し、作為的な文書作成の証拠であると主張している。

審査会が事務局職員をして、実施機関が当初に交付した文書を確認させたところ、一部の印影が読み取りづらい、若しくは読み取れなくなっている状態であった。一方、原本文書を確認したところ、再交付された文書のとおり、職員の印影は全て確認できた。そこで、当初の交付文書と原本文書を比較見分したところ、原本において色の薄い印影が交付文書において読み取りづらい、若しくは読み取れなくなっており、実際に複合機で複写及びスキャンを行わせたところ、コピー濃度設定によっては、印影が薄いものはほぼ印字されず、逆にそうでないものは設定にかかわらず鮮明に印字され、当初の交付文書に近い状態となる場合があることが確認された。また、コピー濃度を上げることで全てが鮮明に印字され、再交付された文書と同様の状態となることも確認された。

以上のとおり、当初に交付した文書の印影が不鮮明であった事実は認められ、その原因も推測の域にとどまる場所であるが、原本文書を確認した限り、再交付された文書と同一であり、文書の状況等に不審な点も見当たらなかった。このことから、審査請求人の指摘は、交付文書作成作業における不備の問題にとどまり、対象とした文書は適切に特定され、最終的に適切に開示されたものとするのが妥当である。

(ウ) 処分等対象教職員に対する処分等の起案文書に係る指摘の検討

審査請求人は、処分等対象教職員に対する処分等の依頼に係る起案について、真正な文書ではないと主張する根拠として、当該起案の中で、説諭という都教委が実施する処分等に存在しないものが行われている点を挙げている。また、文書番号が同じで標題も宛先も発信者も別であれば、本来別の文書番号か枝番を付ける必要があるところ、起案文書中の依頼文案において、異なる発信者がそれぞれ異なる宛先に発出している点も挙げている。そこで、審査会は、当該起案文書について確認を行うこととする。

教職員の処分については上記ア（ア）のとおり分類・運用されており、実施機関によると、懲戒処分に至らないものとして行われる処分は行政処分ではなく、服務監督権の行使として行われる行為を指し、種類は法定されておらず、名称や形式が任意に決められるとのことである。それらの類型が定められた規程等は都教委においては存在しないとのことであるが、職員ハンドブック2023

(東京都総務局人事部編)によると、「戒告に至らないような軽微な職務上の義務違反に対し、指揮監督の権限を有する上級の職員が、部下職員の行動を戒め、注意を喚起するために、懲戒処分に至らない事実上の措置を行うことは差し支えないところである。」とあることから、懲戒処分に至らないケースにおける取扱いが存在することはあり得ることと言える。そこで、審査会が事務局職員をして、その他の事故事例における処分等の事例について確認させたところ、懲戒処分に至らない事例においては、事案の内容、非違の程度、職責等に応じ、文書訓告、口頭注意、指導又は説諭といった取扱いが現に行われていることが確認できた。このことから、都教委では懲戒処分に至らない場合に、事実上の措置の一環として複数の処分等の区分を設けて運用している実態があり、審査請求人が存在しないと指摘する説諭についても実施されている事実が確認できたことから、これは都教委における処分等のうちの一つであると認められる。

次に、発信者や宛先に関する指摘についてであるが、東京都教育委員会文書管理規則(平成11年12月28日教育委員会規則第64号。以下「文書管理規則」という。)20条3項によると、公文書の性質又は内容により特に必要がある場合又は軽易な事案で教育委員会名を用いる必要がない場合は、教育委員会名以外を用いることがある旨が規定されている。指摘の文書の発信者は執行機関としての教育委員会の長である教育長及び同委員会の事務を処理する事務局である教育庁に属する課の長であるため、本件に係る起案の中で決定された複数の施行文案において、教育委員会に関連する複数の発信者及びそれに対応する宛先が存在することは、各文書の性質又は内容に照らせば特段不自然なことではないと言える。実施機関に確認したところ、処分等の依頼においては、対象となる教職員の処分等の内容に応じて、発信者及び宛先を変えて運用しているとのことであった。

以上のとおり、処分等の類型に係る実施機関の説明は、その実態を踏まえても不自然な点はなく、また、文書発出のあり方についても、文書管理規則に照らし合理性があると認められることから、審査請求人の指摘は正当なものと言うことはできない。よって、審査請求人に対しては、適切に作成された文書が特定され、開示されたものとするのが妥当である。

(エ) 処分等実施報告書に係る指摘の検討

審査請求人は、区教委から收受した処分等の実施に関する報告書が真正な文書でないと指摘する根拠として、報告書に收受印の押印がないこと、報告書の添付資料として区教委が施行した通知文書の写しがないこと、押印された公印の印影が経年劣化を装ったものであること等を挙げている。

審査会が事務局職員をして、実施機関の保有する原本文書を確認させたところ、審査請求人が指摘するように收受印は押印されていないことが確認された。文書管理規則15条2項によると、收受した文書には余白に收受印を押印することとされていることから、本状況は適正な文書收受のあり方ではないと言える。一方で、都教委による処分の依頼に対する実施報告書として、その内容に不整合等は見当たらず、また、実施機関によると、報告書には所定の様式やルールがないため、施行された通知の写しは添付されるかどうかについては任意であるとのことであった。さらに、印影に係る指摘については、紙の收受文書を電子データ化や複写等することで、審査請求人が指摘するような原本文書との多少の差異は、通常生じ得るものと考えられ、審査会が事務局職員をして原本文書を確認させたところ、審査請求人が提示する区教委の開示文書と比較しても、相違は確認できなかったことから、異なる印影であると言うことはできない。

以上のとおり、当該報告書について收受印の欠如という手続上の不備はあるものの、不自然・不合理な点は特段見当たらず、対象とした文書は適切に特定され、開示されたものとするのが妥当である。

(オ) 開示文書全体に係る指摘の検討

審査請求人によると、当初に交付された文書には部分的に黒く陰が入っており、一部の記載が読み取れない状態であったとのことである。そして、開示担当職員からは、文書の保存状況によりこの状態のものでしか開示できないと説明されたにもかかわらず、後日、陰が消えた状態で交付がなされ、そのようになった明確な説明がないことから、これは都教委における作為的な文書作成が行われている証拠であると指摘する。

このことについて、実施機関に確認したところ、当初の交付に当たっては、

紙で保存されていた該当文書一式をファイルに綴じた状態のまま電子データ化したため陰ができてしまい、当該電子データ化した文書一式の非開示箇所をマスキングした上で出力したものを開示文書としており、再交付した際には、陰ができないようファイルから外して電子データ化した経緯があったとの説明があった。審査会が事務局職員をして確認させたところ、該当文書は收受及び作成文書が一式としてファイルに綴じて保管されており、この状態で電子データ化すると、実施機関の主張のとおり、当初に交付された文書に見られるものと同様の陰や文字のゆがみが生じることも確認できた。

以上のとおり、交付の経緯及び文書の保存状況について、実施機関の説明に不自然・不合理な点はないものと認められる。当初に交付した文書が不鮮明であった事実は認められるものの、これは交付文書作成作業における不備の問題にとどまり、対象とした文書は適切に特定され、最終的に適切に開示されたものとするのが妥当である。

ウ 結論

審査会として実施機関が保有する各開示対象文書について直接確認を行ったところ、当初の交付文書は原本と見比べれば不鮮明な箇所があることは認められたが、原本の文書が漏れなく複製されていることに間違いはないことが確認できた。したがって、本件対象保有個人情報として特定された文書は、教職員の服務事故に係る事務において通常收受又は作成される文書として不自然な点はなく、実施機関の説明にも不自然・不合理な点は見当たらないことから、その当時に收受又は作成されたものとするのが妥当である。

よって、本件一部開示決定において特定された対象保有個人情報は、全体として適切に特定され開示されたものと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環